

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申
(社会資本整備審議会)

一 公共建築工事の発注者の役割 一

- 平成28年6月20日諮問
- 平成29年1月20日答申
- 建築分科会官公庁施設部会において、4回にわたり審議
(部会長：大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

大臣官房 官庁営繕部

平成29年1月20日

公共建築工事において

- 「1. 発注者の役割」を明確にし、
- 「2. その役割を果たすための方策」を提言

(背景)

- 品確法等の改正 (発注者責務の規定)
- 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村3割で技術者ゼロ)
- 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)
- 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

(現状と課題)

1. 発注者の役割

- A 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)
- B 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

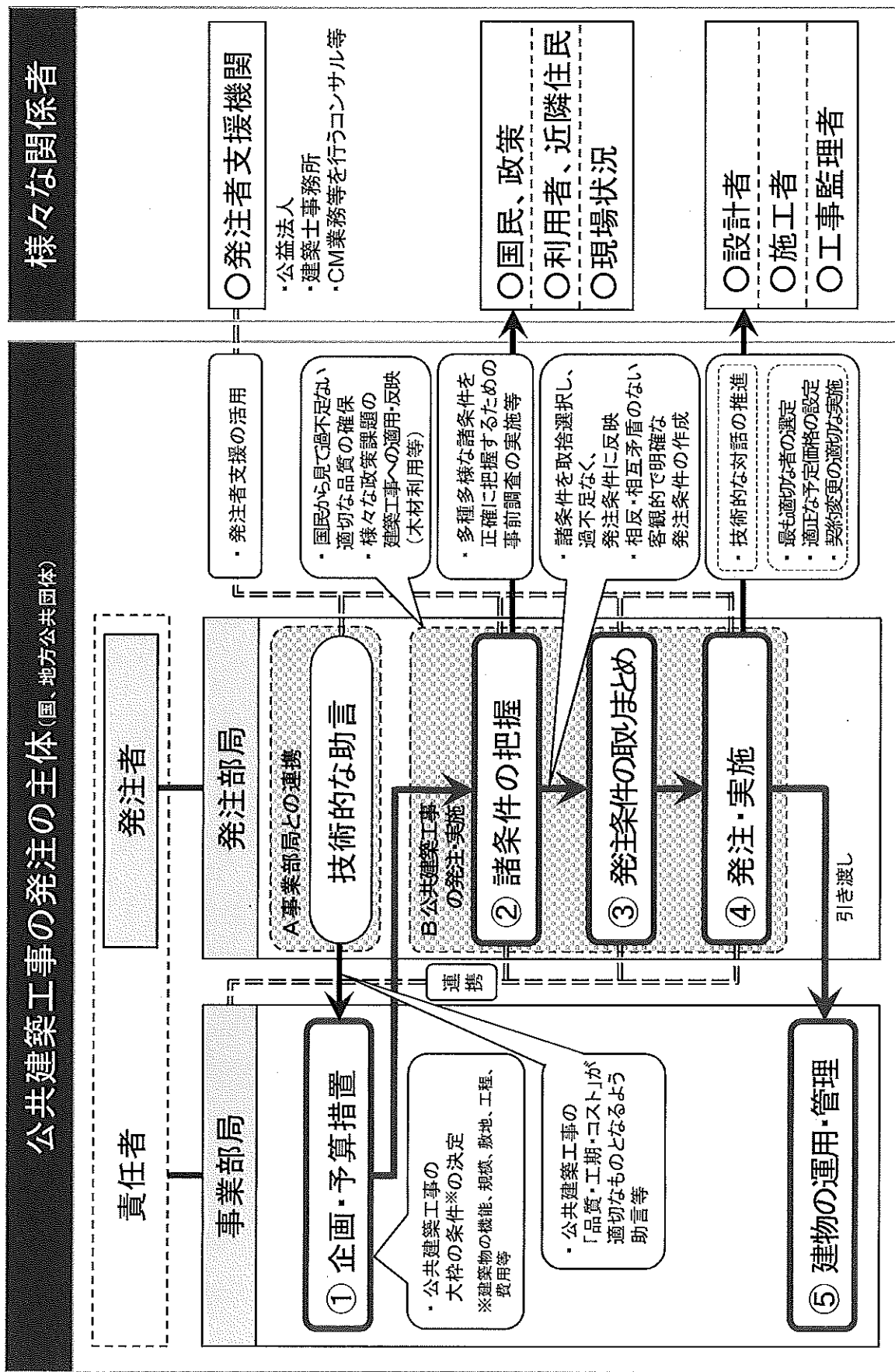
公共建築工事の特徴	
(1) 国等が主体となって行う事業	民間建築工事との対比
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	公共土木工事との対比
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

- 発注者に求められること
- ・ 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映
 - ・ 企画・予算措置を行う事業部局との連携
 - ・ 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ
 - ・ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定
 - ・ 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映

2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
 - 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
 - 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進
- ⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する

(参考)公共建築工事における発注者の役割



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。